

○北海道後期高齢者医療広域連合議会の調査、審査及び公聴会の出頭人等に係る実費弁償に関する条例

制 定 平成19年8月7日条例第25号

最近改正 平成25年2月21日条例第1号

(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第292条において準用する同法第207条の規定に基づき、同法第100条第1項後段及び第109条第5項の規定により広域連合議会の求めに応じて調査のため出頭する選挙人その他の関係人、調査又は審査のため出頭する参考人並びに公聴会に参加する利害関係者及び学識経験者等（以下「出頭人等」という。）の実費弁償に関し必要な事項を定めるものとする。

(旅費相当額の支給)

第2条 出頭人等に対しては、その要する旅費に相当する額を実費弁償として支給する。

2 前項の規定により支給する額は、派遣職員等に支給される旅費に相当する額とする。ただし、日当は、旅程にかかわらず、その全額を支給する。

(その他の実費弁償)

第3条 前条に定めるもののほか必要な経費があるときは、その実費を弁償することができる。

(委任)

第4条 この条例の施行に関し必要な事項は、広域連合長が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平19. 11. 22条例35）

この条例は、平成20年1月1日から施行する。

附 則（平25. 2. 21条例1）

この条例は、地方自治法の一部を改正する法律（平成24年法律第72号）附則第1条ただし書の政令で定める日又はこの条例の公布の日のいずれか遅い日から施行する。〔平成25年3月1日から施行—平成25年政令第27号〕